

令和8年度恵庭市教育委員会会議(7月定例会)会議録

日 時	令和8年7月13日(月) 開会17時00分 閉会18時00分	
会 場	市役所 3F 第2・3委員会室	
出席委員	教育長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	岩 淵 隆 土谷 秀樹 福屋 栄人 白崎 亜紀子 中山 舞
会議出席者	教育部長 教育部次長 教育部参与 教育総務課長 教育支援課長 社会教育課長 学校給食センター長 読書推進課長 郷土資料館長 教育施設課長 教育総務課主査	山口 晃弘 黒氏 優子 前川 豊志 藤野 真一郎 横山 真澄 桑原 一徳 斉藤 喜代彦 和合 智子 高野 隆司 塚野 憲 小井 裕介
議題及び議事の概要	別紙のとおり	
会議の傍聴を許可された者	なし	
議事録署名委員	福屋 栄人	

令和8年度恵庭市教育委員会会議(7月定例会)結果表

令和8年7月13日(月) 17時00分開会

18時00分閉会

会場:市役所 3F 第2・3委員会室

事案番号	件 名	議決結果
議案第1号	史跡カリンバ遺跡整備検討委員の選任について	原案可決
議案第2号	恵庭市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について	原案可決
議案第3号	恵庭市立学校における働き方改革推進計画の一部改訂について	原案可決
議案第4号	恵庭市立学校管理規則の一部改正について	原案可決
議案第5号	恵庭市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正について	原案可決
議案第6号	恵庭市立図書館改修基本計画の策定について	原案可決
報告1	第2回恵庭市定例議会一般質問について	報告済み

○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員、中山委員

事務局 :山口教育部長、黒氏教育部次長、前川教育部参与、藤野教育総務課長、横山教育支援課長、桑原社会教育課長、斉藤学校給食センター長、和合読書推進課長、高野郷土資料館長、塚野教育施設課長、小井教育総務課主査

議 事 録

開 会 17時00分

教 育 長	只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。
事 務 局	今回会議の議事録署名委員は、福屋委員お願いします。
教 育 長	よろしいでしょうか。
委 員	(承認)
教 育 長	次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。
	(事務局から前回の議事録について報告)
	ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。
各 委 員	(はいの声)
教 育 長	続いて日程3、議案に入ります。
	(議案第1号非公開審議)
	次に、議案第2号恵庭市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について、事務局よりお願いいたします。
事 務 局	私からは、議案第2号恵庭市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正についてご説明させていただきます。 議案書3ページからになりますが、4ページに改正の概要、5～7ページが議案書本体として新旧対照表となります。 8～27ページは、今回の改正を踏まえた見出し版の規程の全文になります。 では、議案書4ページをご覧ください。 今回の改正は、「1改正の趣旨」にありますとおり、要綱の制定・改廃の際に、決裁区分について、「重要なもの」「軽易なもの」を改めて定義付けして、意思決定の迅速化と明確化を図るものとなります。改正の経緯としましては、先日『恵庭市の事務決裁規程』の改正がされ、そのいくつか改正点のうち、この「要綱の制定・改廃」の際の決裁区分の変更があったことで、教育委員会事務局事務決裁規程にも改正の必要性が生じたことから、本庁の規程の改正に併せて改正するものであります。 具体の説明に入りますが、5ページをご覧ください。 表の下の方の「(4) 要綱の制定改廃をすること」の「決裁権者又は専決権者」のところで、「軽易なもの」は部長決裁、「重要なもの」は教育長決裁をすることとされております。

要綱の制定・改廃の際において、決裁の際にこれまで何を「軽易なもの」として、何を「重要なもの」として、どの決裁・専決権者まで決裁を行うか、ある意味曖昧なところがあり、その都度協議・確認しながらこれは部長決裁までとか、これは教育長まで決裁をいただくなど、対応してきた経緯がありますが、今回の改正で、7ページをご覧ください、表の改正案の欄の中段から「備考」欄を設けて、「軽易なもの」を定義付けしております。

具体的には(1)で「法令の改廃に伴う引用条項の整理その他当然必要とされる形式的な規定の整理に関するもの」

(2)として「補助事業の継続に伴う年度の更新に関するもの(主要内容の変更をするものを除く。)」

最後に「(3)文言の修正、組織改編に伴う名称の変更その他実質的な内容の変更を伴わないもの」となり、これらについてを「軽易なもの」として、部長決裁で完結するものとして具体例をこの規程に追記するものであります。

今の説明は、今回の改正を踏まえた見出し版の規程の全文の方が分かりやすいかもしれません。12ページをご覧くださいませでしょうか。(4)に「要綱の制定及び改廃をすること。」の項目について、軽易なものが部長等決裁、重要なものは教育長決裁としており、その軽易なもの、重要なものとは、という補足として、16ページをご覧ください。備考のところ「要綱の制定及び改廃をすること」において「軽易なものとは」次に掲げるものとして、さきほど説明した(1)(2)(3)を追記して補足しています。

その他、この規程の中で文言整理等所要の改正が必要な箇所についても改正を行うものでありますが、例えば15ページに「次長等(次長等がない場合は、課長等)以下」となっている箇所は、「()」以下を削除して、次長等に改正しています。

以上、簡単ではありますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

教 育 長

ただ今の議案第2号について、ご質疑等はございますか。

委 員

11ページからの別表第1、これが教育委員会での決裁権限表ということになるのでしょうか。

事 務 局

はい、そうなります。

教 育 長

この「特に重要なもの」とか「軽易なもの」というのは市長部局に併せているということでしょうか。

事 務 局

はい、市長部局で整理したものを受けて、改正しております。

教 育 長

他の市長部局で部長決裁のものは教育委員会においても部長決裁ということですか。

事 務 局

基本的にはそういうことになります。

教 育 長

その他、ありますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第2号について終了いたします。

次に、議案第3号 恵庭市立学校における働き方改革推進計画の一部改訂について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局

議案第3号 恵庭市立学校における働き方改革推進計画の一部改訂についてご説明いたします。

議案資料としては29ページからになりますが、まずは今回の働き方改革推進計画の一部改訂に至る背景や経緯について、29ページにあります改定概要に沿ってご説明いたします。

背景として、改正給特法、給特法の正式名称としては「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」、教員の給与とか労働条件を定める法律になるのですが、この給特法が令和7年6月に改正されたのを受け、各教育委員会は『業務量管理・健康確保措置実施計画』というものを定めることとなりまして、令和8年3月には、道教委として働き方改革の推進計画にあたる『北海道アクションプラン』をこの『業務量管理・健康確保措置実施計画』としても位置付ける形で一部改訂を行いました。恵庭市においてもこの度、道にならう形で『恵庭市立学校における働き方改革推進計画』を『業務量管理・健康確保措置実施計画』として位置付ける形で一部改訂を行うものになります。

次に改定の主な内容についてであります、引き続き29ページの改定概要の【一部改訂の内容】ということで、①から⑤までありますが、個々の説明については30ページ以降にある新旧対照表と合わせて見ていただきたいと思います。

①『業務量管理・健康確保措置実施計画』としての位置付けということで、『業務量管理・健康確保措置実施計画』であることや、策定後、総合教育会議に報告することを明記とありますが、30ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います、改正後という左の欄にあります第1章基本的な方針の(2)にありますとおり、『恵庭市立学校における働き方改革推進計画』が、改正給特法を受け、『業務量管理・健康確保措置実施計画』として定め、総合教育会議にも報告するものと明記する改定を行っております。

また29ページの改定概要に戻っていただきたいのですが、一部改定内容の②時間外在校等時間の目標に関する説明を追加ということで、国指針では「上限時間」の改正はないことから目標そのものは改めない、変えないが、「令和11年度までに、教職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図るという説明を追加としています。

この項目についても30ページの新旧対照表の左の欄改正後にあります第1章基本的な方針の(3)【目標】として教育職員の「時間外在校等時間」を、1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内、これについては変更はありませんが、そのあとに変形労働時間制を適用する場合のケースの「()」書きであります、恵庭市では実際に取り入れて勤務している実態はありませんが、「※ 全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。」と目標設定されましたのも大きな改正点になります。

また29ページの改定概要に戻っていただきたいのですが、一部改定内容の③「学校と教師の業務の3分類」の修正ということで、業務分担の見直しや適正化を図る際には、新たに示した「学校と教師の業務の3分類」の内容を踏まえる、とありますが、この項目についても新旧対照表の31ページから32ページに掛けてみていただきたいのですが、まず31ページのこの3分類の右側の現行と左側の改正後を見ていただきたいのですが、左側の現行では「基本的には学校以外が担うべき業務」・「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」・「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」、これが改正後では「基本的には学校以外が担うべき業務」が基本的にはという語句が取れてシンプルに「学校以外が担うべき業務」となり、「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」は、「教師以外が積極的に参画すべき業務」と変わり、「教員の業務だが、負担軽減が可能な業務」については、「教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務」という表現になり、この3項目のタイトルの変更を見るだけでも、よりシビアな表現になったというか、教師がより本来すべき業務に集中できるように、というトーンに変わっているかと思います。この3分類の新たな整理も今回の改正の大きなポイントかと思います。

この3分類について、それぞれの項目でどのように整理された改正となっているかは、32ページに掛けての新旧対照表でご確認いただければと思いますが、より端的な表現で具体的に整理された形となっているかと思います。

再び29ページの改定概要に戻っていただきたいのですが、④「Action2 部活動指導に関わる負担の軽減」の修正ということで、前回の教育委員会でお諮りした市教委の策定する『恵庭市立学校に係る部活動の在り方に関する方針』の改正を反映した形での修正になります。

新旧対照表で言いますと33ページ中段になりますが、部活動の適切な休養日の設定ということで、弾力的な運用の改正が反映されていますので、ご確認いただければと思います。

また、部活動に関わって、34ページ下段を見ていただきたいのですが、現行では部活動の地域移行とあったのが、今回の改正で部活動の地域展開と変更し、その目標として「原則として、令和13年度までに、公立中学校等の休日の全ての部活動において地域展開の実現を目指す。」としております。

修正内容の最後になりますが、そのまま新旧対照表の35ページを見ていただきたいのですが、学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項ということで、(3)、(4)の一部文言修正に加えて、36ページになりますが、(5)の項目が加わっておりますので、ご確認ください。

改定内容については以上になりますが、29ページの改定概要に戻っていただきたいのですが、【今後の予定】という事で、本日の教育委員会でお諮りした後は、市ホームページでの公表や学校への通知、校長会での報告、また、教職員の働き方改革には保護者や地域の理解・協力が不可欠なことから、秋口には各校の学校運営協議会の場で取り上げていただくことで考えております。最終的には総合教育会議にて報告となります。

今後の予定の上にあります学校管理規則と学校運営協議会に関する規則の改正はこのあとの議題にて改めて説明させていただきます。

また、37ページから54ページに改定を反映した『恵庭市立学校における働き方改革推進計画』の全文を、また参考として55・56ページには道の働き方改革アクションプランの改訂内容の概要版を付けております。

説明は以上になりますが、よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

教 育 長

ただ今の議案第3号について、ご質疑等はございますか。

委 員

31ページの「現行」の方ですけれども、【学校と教師が担う業務に係る3分類】の中で、特にこの一番左側の「基本的には学校以外が担うべき業務」を未だ教員が対応せざるを得ないという学校はどれくらいあるのでしょうか。

事 務 局

現行の部分を取り上げてみますと、①の登校或いは②の見回りそれぞれ項目によって内容が違ってくるところもありますが、例えば学校徴収金の管理の部分については、給食費は小学校が無償化になりますけれども、登下校の部分については、間違いなく地域の方の協力は得られながらやっているのですが、その関わり度合いは多少は違いあるかと思いますが、教員の方も間違いなく地域の方と一緒に取組んでいるという実態はあろうかと思っています。

教 育 長

実際には多く有りうるのは、児童生徒が補導された時の対応です。これは電話連絡が学校に確実にいっているのではないかとということと、③の学校徴収金の徴収は公会計化がなっていないので、これも残っているということになります。

委 員

地域の方でやっていただける方が見付かるまでは、学校側が対応せざるを得ないという状況は少なからずあるのでしょうか。

事 務 局

実態としては、あろうかと思っています。

今回の部分で通学路における見回りの活動ですけれども、日常的に見回る態勢として先生方が万事外に出て子ども達の様子を見守っているかということとをここで言っているわけで、当然見守りについて指導という観点があって、登下校の様子を先生方が定期的に校区の状況を把握するというのはここには含まれているものになるのですが、子ども達が歩いている様子を地域の方が家の前に出て声をかけながら見守るというものについては、そこは教職員ではなくてもいいという、そういう考え方なんだと思いますが、一定程度学校は関わっている形です。

委 員

31ページの「教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務」というところと、43ページの参考事例紹介と関係してくるかと思うのですが、地域学校協働推進員として今活動している中で、今までの活動として丸付けだったり、CSの補助だったりという部分があったのですが、ちょうど先週の水曜日に島松小学校の教頭先生から、家庭科のミシンの補助を誰かしてもらえないだろうかという依頼を受けまして、他の学校でも始まっているところもあると思いますし、恵北中学校でもミシンの系がけであったりという部分で、PTAの活動に組み込まれている学校もあるのですが、島松小学校としては今年度から先生補助に入る方を募集したいということで、丸付けがその日にありましたので、ボランティアの皆さんに声をかけたところ意欲的に参加してくれるということで、まだ日にちは決まっていないのですが、ある一定数の補助の方は確保できそうな現状があります。その中でお孫さんがいらっしゃる方もいて、やはり自分達の子どもを通わせていた頃と現状が違うということは、何となくわかってはいたけれど

も、こうやって活動に参加させてもらうことで、より先生方がどれだけ大変なのかということと、保護者の方でも先生の補助に入ることで、先生自身が一人ひとり子ども達と向き合う時間が増えるのであれば、ということで、今回家庭科の補助ではありますが、皆さん参加してくれるということで、メンバーの方も少しずつですが増え始めています。ロコミで広がったりとか話を聞いたのでやってみたいのですが、という方も数名いまして、これからは私自身ができることを学校のニーズにスピード感を持って答えて、先生の負担が軽減できることに少しでもゆっくりとですけれどもできたらいいなと思いました。

教 育 長

今のは地域学校協働活動のコーディネーターとしてのご意見でした。

事 務 局

ちょうど先週、島松小学校に学校訪問に行ってきました。校長先生・教頭先生が算数の丸付けのボランティアについて自慢気に語っておりまして、今回島松小学校に学力向上の方にも加配が1名ついたものですから、朝のお母さん方が採点してくれたミニテストの結果が、その日のうちに担任の先生や各教科の先生、各学年の先生方が子どもがいるうちに共有できる態勢ができたということで、朝にやったテストを先生方が帰るまでに「よく頑張ったね」と褒めてあげることができるようになったということですので学校が喜んでおりました。

教 育 長

PTAとか父母の方とかCSのお手伝いをしていただける部分というのは一番右の「教員の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の中の一部なのかなと思います。併せて学校以外が担うべき業務というところで、④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整とありますが、これについてどう感じていますか。教頭が全部CSにお願いしているのか或いはそれも含めてコーディネーターにお願いされているのかなどありますか。

委 員

行事によっては校長先生・教頭先生・担当の先生と私でまず話すことになりますが、教頭先生が中心になることが多いので、教頭先生の負担というのはそれなりにあるのかなと感じております。

教 育 長

それが今後は④のように地域コーディネーターの方をお願いできればなという意図ですよね。よろしくお願ひしたいと思います。

委 員

同じく3分類のところですが、教師以外というのは具体的にどういう方を指しているのかということと、教師と教員の業務とありますが、教師と教員の違いというのは何なのでしょうか。

教 育 長

教師と教員はほぼ同意義だと思います。

事 務 局

54ページのところで教育職員の説明があるのですが、実習助手とか学校司書さんですとか、学校に勤務している方々も結構いらっしゃるので、そういう方々を含めた形になります。

教 育 長

いわゆる教育職給料表を受けている方です。事務職員は入らないということにな

	ります。
委 員	教師以外というのは具体的にどういうことを指しているのか教えていただきたいと思います。
教 育 長	事務職員とかICT支援員とか支援員とかそういう方のことだと思います。
事 務 局	道から給料をもらっている中では、学校の中にいる業務主事だとか事務補助員さんとか、市から給料が出ている方も教師以外に入ることになります。
委 員	学校の中の職員のうち、教師以外のことということですね。 同義語でないのであれば、明確にした方がいいのかなと思いました。
教 育 長	そうですね、教員と書いてあったり教師以外が、と書いてあったりしますが、ほぼ同意義だと考えて結構だと思います。「教員の業務だが」、「教師以外が」というように、なんで分けているか質疑応答にありましたか。 もしあったら今後わかりやすいように資料を提供していただきたいと思います。
事 務 局	56ページの道の資料を見ていただくと、教師で統一されている可能性があります。確認させていただき、国や道の方に併せたいと思います。
教 育 長	併せて41ページも訂正の必要があるかもしれません。
委 員	市内の学校全体として保護者全体で働き方改革が今学校で進んでいますという意識は、多くの保護者に伝わっているのでしょうか。学校運営協議会などではよく取り上げられることだと思うのですが、その他の保護者の方達にはどれくらいの意識があるのかという感覚が、もしあれば教えていただきたいと思います。
教 育 長	先般、市P連の50～60人が出席する会議に出席させていただきましたけれども、多くのPTAの方はそういう意識を持っていただいておりますが、PTA役員だけなのかもしれませんし、それは私どもいろんな機会を捉えて今後広報に努めていかなければならないと思います。
事 務 局	おそらく働き方改革という言葉は皆さん耳にして、報道でもたくさん流れているのでわかっていると思いますが、それは何かという3分類などについては、今回もこうやって変わったくらいなので、その理解が進まないと、というところはあるのかなと思います。例えば、先程本当は学校以外が担うべき業務だけど、子どもがいなくなったらとなったら、まず保護者は学校にも直接連絡してしまうので、本来であればそういったところの対応とかもということもあったりするのですが、そこがなかなか難しい部分というか、まだ時間がかかるかなというような印象はあります。当然行政としてもそれぞれの設置者である市教委としても、やはり全部できているわけではないので、例えば今、徴収金にしても給食費は公会計化してやらなければならないかなと思います。一方、教材費やワークであったり、理科とかも教材費の中から出しているのですが、そういったものは学校ごとに違うものなので、それを例えば事務職員をさらに市で

配置して、そういうこともやってもらうべきなのかとか、現実的な進め方が見えてないなというところもあったりするので、おそらくこの3分類もまだ何回かは時代の変遷や実際の進み具合とともに精査されて、議論されていくところなのかなという印象です。

委員長 おそらく理由がわかれば保護者の方も協力したいという気持ちをきっと持つだろうと思います。その時に、多分親は働き方改革は進んでほしい一方で、学習内容が薄くなるのかとか、学校へ相談する機会が減るのかとか、そういったことを最初に考えるのではないかなと思います。これから今後の予定でいろいろホームページの記載も変えると思いますが、何かの機会に変わるところと変わらないところというのが伝わりと理解してもらえるのかなと思いました。

教育長 いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思います。

委員長 協力したい地域の人たくさんいると思うのですが、特に小学校の運動会ですとか保護者も交えていろいろなことをやりたいという中で、時々耳にするのが働き方改革を理由に学校側から拒まれてしまうということを耳にしている、その辺もどう地域の人たちといかに教員の負担を軽減しながら実現していくか、という擦り合わせなどの役割はコーディネーターなのかなとも思いますが、その辺も意見としてあったということはお伝えさせていただきたいと思います。

事務局 働き方改革を進める時に、現場の先生方も勘違いすることとして、自分達の労働条件が緩和されていくということももちろんあるのですが、その狙いとして一番大きなところは教育の質の向上になります。子どもにとっていい教育が提供できるという前提の下、子どもと向き合える時間を先生方がしっかり確保できるようによそをお願いできるものは積極的にお願いしていきましょうというのが本来の考え方なので、学校も気を付けないとそこを失って、誤った対応なども過去にはなかったわけではないので、我々も気を付けていきたいと思います。

教育長 学校によってほぼすべての先生が定時で帰れている学校もあります。なかなかそうはなっていない学校もあるものですから、それぞれ学校事情があると思いますが、今後これに向けて学校の方でもいろいろしっかりと業務の見直しもしていかななくてはならないのかなと思います。松恵小学校については、今でも運動会は午後もやっております。併せて昔やっていたお泊り会を復活させてほしいという意見がありまして、それについては働き方改革もあるのでできませんということで、これはもう絶対学校としては譲れないことだったものですから、それなら保護者でやりましょうということで、学校を貸して保護者で取り組んでいただいて、それはそれで非常に子ども達も喜んでいただいていることは聞いております。申し訳ないのですが、計画された学校行事の中のキャンプであればいいのですが、それはほとんど今やっている学校はありませんので、これについては時代の流れの中で学校がそう判断したということなので、PTAの方や保護者の方にはご理解いただいたと聞いております。

その他、ありますか。

各委員 （なしの声）

教 育 長

なければ、以上で議案第3号について終了いたします。

次に、議案第4号 恵庭市立学校管理規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局

議案第4号 恵庭市立学校管理規則の一部改正についてご説明いたします。

議案資料としては57ページからになりますが、こちらについても、先ほどの業務量管理計画の説明の際に触れた同様の資料である、58ページの改定概要により説明したいと思います。

58ページの中ほどの少し下の位置に【一部改訂に伴う規則の改正】とありますが、①として恵庭市立学校管理規則について、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、『業務量管理・健康確保措置実施計画』に適合するものとなることを義務付ける改正となっています。

59ページの新旧対照表をご覧いただきたいのですが、学校管理規則では、学校評価、自己評価についてですが、現行では、「学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする」とありましたが、改正により自ら評価を行い、その結果を公表し、ここから追記改正された内容ですが、「学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならない」と改正を図り、3として新規に項目を設け、その「第1項の措置を講ずるに当たっては、給特法に規定する『業務量管理・健康確保措置実施計画』に適合するものとなるようにしなければならない。」とするものです。

つまり、例えば極端かもしれませんが、教育水準の向上のために教職員が馬車馬のように働くことを持って教育水準の向上を図るなんてことはダメですよ、時間外在校等時間月45時間以内、いずれは30時間以内という目標もありますが、という目標を守ったり、地域の協力を得たり、今回定めた『業務量管理・健康確保措置実施計画』にマッチした形で、学校運営の改善を図るための措置を講じなさい、という学校管理規則の改正になります。

説明は以上になりますが、よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

教 育 長

ただ今の議案第4号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第4号について終了いたします。

次に、議案第5号 恵庭市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局

議案第5号 恵庭市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

議案資料としては60ページからになりますが、こちらについても、61ページの改定概要から説明したいと思います。

先ほどの学校管理規則の一部改正の説明の際に触れた①の次に②として『恵庭市立学校における学校運営協議会に関する規則』において、「学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」」というのがある

のですが、そこに、「業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める改正」を行います。

62ページをご覧ください。

学校運営協議会の承認を得る「基本的な方針」の(4)として新たに項目を設け、「給特法に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」について、学校運営協議会の承認を得ることが、基本的な方針の一つに位置付けられることとなります。

説明は以上になりますが、よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

教 育 長

ただ今の議案第5号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第5号について終了いたします。

次に、議案第6号 恵庭市立図書館改修基本計画の策定について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局

恵庭市立図書館改修基本計画の策定についてご説明いたします。

資料は本日机上配布しております。

この計画につきましては、策定にあたっての経過として、これまで3月と6月の教育委員会にて報告を行っております。

その後、パブリックコメントの実施結果及び意見に対する市の考え方の公表を行い、6/23開催の市議会総務文教常任委員会で計画の策定について報告しております。

前回の報告からの変更点としては、パブリックコメントの件数を概要版に載せておりましたが、実施結果を別に公表していることから削除しております。計画書本編の内容につきましては、6月に報告したものから、変更はございません。

以上になりますが、よろしくご審議の上、原案のとおり可決賜りますよう、お願いいたします。

教 育 長

ただ今の議案第6号について、ご質疑等はございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で議案第6号について終了いたします。

続いて、日程4、報告に入ります。

報告1は、第2回恵庭市定例議会一般質問についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

私からは、報告1 令和8年第2回定例会の一般質問概要についてご報告をいたします。

第2回定例市議会は6月12日に開会し、7月1日までの会期で開催されました。

その間、教育委員会関連の一般質問が7名の議員からありました。

答弁内容は、それぞれ記載のとおりとなっておりますが、代表的な質問項目のみ報告申し上げます。

始めに、1ページの矢野議員であります。公共施設の有効活用についてということで2項目の質問、市民会館と教員住宅についての質問がございました。

次に2ページになります。2ページは宮議員となりますけれども、小中一貫教育についての質問でありました。

次に3ページの松島議員ですが、PTA活動について2項目の質問があったところであります。

次に4ページの新岡議員ですが、学校作業療法士についての質問があったところ です。

同じく4ページ下のところで、渋谷議員ですが、まず特別支援教育についてと、5ページになりますが、部活動の地域展開について3項目の質問をいただきました。

次に6ページの小林議員ですが、平和教育についての質問があったところです。

最後、7ページは太田議員になりますが、学校施設の計画的整備について2項目の質問、そしてフリースクールについての質問がありました。

以上、第2回定例会の概要の報告とさせていただきます。

教 育 長

ただ今の報告1についてご質疑等ございますか。

各 委 員

(なしの声)

教 育 長

なければ、以上で報告1について終了いたします。

続いて、日程5その他について、事務局よりお願いします。

事 務 局

新市街地検討区域のうち西島松地区における団地中央通を想定した埋蔵文化財発掘調査につきまして、経済振興室から依頼があり発掘調査支援委託にかかる資料に記載の予算につきまして、委託料で2億2,880万円が再配当されまして、教育部郷土資料館を担当課としてこの地区の発掘調査を実施することとなりましたので、本日まで報告申し上げます。

簡単ではありますが、以上です。

委 員

発掘の期間というのはどれくらいを想定していますか。

事 務 局

今年度の9月から着手して年度末の3月末までを想定して現在試算しているところです。

本年度の計画ではこの予算で1,800平米くらいを予定しております。全体計画としては4,500平米を予定しておりまして、次年度で残りの2,700平米を発掘する予定となります。次年度については、また当初予算での要求になるかとは思いますが。

教 育 長

団地中央通を想定しているということで、その想定されているところに一番密度が濃い感じがあるようですが、日ハムが発表した青写真を皆さんご覧になったかと思いますが、そこで見えている部分にはそんなにないということですので、ご安心ください。

事 務 局

私からは今後の教育委員会関連事業についてでございます。

各課で夏休みに向けた事業や、平和に関する事業などが行われる予定となっております。

	おります。
	私からは以上です。
	(次回の日程確認)
教 育 長	その他、全体を通して何かありますか。
各 委 員	(なしの声)
教 育 長	以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。 ありがとうございました。
	終 了